

令和2年第2回砂川市議会定例会

令和2年6月15日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 議事日程報告
- 議長諸般報告
- 表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 継続費の通次繰越しについて
- 日程第 6 議案第10号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第 2号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 辻 勲議員

増井 浩一議員

議事日程報告

議長諸般報告

表彰伝達

日程第 2 会期の決定

自 6月15日 3日間
至 6月17日

日程第 3 主要行政報告

日程第 4 教育行政報告

日程第 5 報告第 1号 継続費の通次繰越しについて

日程第 6 議案第10号 財産の取得について

日程第 7 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第 6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
[予算審査特別委員会]

○出席議員（13名）

議長 水島 美喜子 君

議員 中道 博武 君

多比良 和伸 君

高田 浩子 君

増井 浩一 君

沢田 広志 君

小黒 弘 君

副議長 増山 裕司 君

議員 永関 博紀 君

佐々木 政幸 君

飯澤 明彦 君

北谷 文夫 君

辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	信 太 英 樹
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長 兼 会計管理者	熊 崎 一 弘
市民部長	峯 田 和 興
保健福祉部長	中 村 一 久
経済部長	福 士 勇 治
建設部長	近 藤 恭 史
建設部技監	小 林 哲 也
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	山 田 基
病院事務局審議監	渋 谷 和 彦
総務課長	東 正 人
政策調整課長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	河 原 希 之
---------	---------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊 崎 一 弘
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	和 泉 肇
---------	-------

事 務 局 次 長 川 端 幸 人
事 務 局 主 係 山 崎 敏 彦
事 務 局 係 齊 藤 亜 希 子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから令和元年第2回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び増井浩一議員を指名いたします。

本日の議事日程並びに議長諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、全国市議会議長会第96回定期総会におきまして、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

[表彰伝達]

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月17日までの3日間にしたいと思えます。ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定いたしました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

5ページ、総務部政策調整課の関係では、3点目の第7期総合計画の策定に向けた取り組みについて、4月21日、第6回砂川市総合計画策定委員会を開催し、基本目標や将来像について協議したほか、5月26日に第7回策定委員会を開催し、土地利用の基本方針や成果指標等について協議したところであります。また、3月25日、第4回砂川市総合

計画審議会を開催し、第7期総合計画の素案等について協議したほか、4月28日、第5回審議会を開催し、基本目標や将来像について協議し、また6月2日に第6回審議会を開催し、土地利用の基本方針や成果指標等について協議し、いずれも承認されたところであります。

次に、4点目の砂川市総合戦略推進委員会について、3月30日、第1回推進委員会を開催し、「砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」掲載事業の実績や「第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)」について協議したところであります。

次に、6ページ、開発推進課の関係では、2点目の砂川駅前地区整備基本構想の策定について、3月9日、市民ワークショップ及びパブリックコメント等を踏まえ、駅前地区整備におけるコンセプトや方向性等に関する砂川駅前地区整備基本構想を策定したところであります。

次に、8ページ、市民部市民生活課の関係では、7点目の交通安全運動について、(2)に記載してございますが、主な啓発運動として旗の波街頭啓発など5つの運動を実施しているところであります。

次に、14ページ、保健福祉部ふれあいセンターの関係では、4点目の砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置等について、3月13日以降、砂川市感染症対策本部会議を3回開催し、市が主催する行事の取扱い等について協議してきましたが、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が行われたことから、4月8日、法に基づく「砂川市新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行し、第1回対策本部会議を開催したところであります。また、4月16日、全都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されたことから、4月17日から5月27日までに本部の会議を5回開催し、情報共有を図るとともに、市が主催する行事の取扱い等について協議したところであります。5月25日に緊急事態宣言が解除されたことから、法に基づく対策本部から任意の対策本部に移行したところであります。

次に、15ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月28日、29日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市、砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹柵に植花を実施したところであります。実施区間は国道12号北5丁目から南12丁目までの総延長2,300メートル、植樹柵は240柵、花種はマリーゴールド5,400株、柵管理者は地先商店主等の202人です。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、6月3日、4日の両日、中心市街地の活性化を図るための事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて植樹柵やプランターに植花を行ったところであります。実施区間は、道道砂川停車場線、北2

丁目線、南1丁目線で、総延長300メートル、植樹柵は37柵、花種はマリーゴールド2,640株、柵管理者は地先商店主等の36人です。

次に、5点目の砂川SAスマートインターチェンジ利用促進に伴う関連事業について、4月15日、株式会社イースト・デイリー発行の「るるぶFREEドライブ北海道」に砂川SAスマートインターチェンジの利用と砂川をPRする特集記事を掲載し、情報発信を行ったほか、4月20日、株式会社リクルート北海道じゃらん発行の「北海道じゃらん」5月号に砂川SAスマートインターチェンジの利用と砂川をPRする特集記事を掲載し、情報発信を行ったところでもあります。

次に、18ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、生育状況はおおむね順調に進んでおり、病害虫の発生も見られないところでもあります。

次に、21ページ、建設部建築住宅課の関係では、6点目のすながわハートフル住まいる推進事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修補助金は20件、564万4,000円、(2)まちなか住まいる等住宅促進補助金は21件、1,058万円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修補助金は5件、106万円、(4)住宅用太陽光発電システム導入費補助金は1件、18万円、(5)老朽住宅除却費補助金は8件、356万8,000円をそれぞれ交付したところでもあります。

次に、22ページ、7点目の住み替え支援事業について、各事業の2月から4月までの交付件数及び交付金額は、(1)登録物件促進補助金は2件、20万、(2)同居近居促進補助金は13件、165万円、(3)子育て支援補助金は21件、320万円、(4)移住促進補助金は7件、140万円をそれぞれ交付したところでもあります。

次に、24ページ、市立病院の関係では、2点目の令和2年度附属看護専門学校の入学生状況について、一般入学受験者34名のうち、合格者19名、推薦入学試験合格者12名、合計31名の学生が4月9日に入学したところでもあります。本年度当初の各学年在籍状況は、1年生34名・2年生31名・3年生29名の総数で94名となったところでもあります。

以上を申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 水島美喜子君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。2ページ、2点目の小・中学校の現況について、5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は小学校の普通学級で3学級減少

したほかは増減なく、全体で3学級の減少となりました。児童生徒数は、小学校で41人、中学校で14人それぞれ減少し、全体で55人の減少となりました。

次に、3点目の小・中学校の再開について、北海道教育委員会の要請により、臨時休業としていた小・中学校について、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の徹底の上、6月1日より再開いたしました。

次に、4点目の砂川市立小中学校適正配置基本計画について、市立小中学校の適正配置に関わる計画を5月28日開催の教育委員会会議定例会において決定いたしました。

次に、5点目の第1回学校運営協議会の開催について、5月21日、公民館大会議室において、砂川小学校及び砂川中学校合同により開催し、委嘱書の交付後、両校が別室に分散して会長及び副会長の選出並びに今後の活動等について協議が行われました。

次に、社会教育課所管では、1点目の新型コロナウイルス感染症への対応についての(1)放課後学校では、6月3日に空知太小学校、4日に北光小学校、5日に豊沼小学校においてそれぞれ開設いたしました。2月までの間、空知太小学校30回、北光小学校27回、豊沼小学校30回を実施する予定であります。

次に、3ページ、スポーツ振興課所管では、1点目の新型コロナウイルス感染症への対応についての(1)北海道B&G地域海洋センター連絡協議会では、4月16日、北海道B&G地域海洋センター連絡協議会役員会及び総会が書面会議により開催され、令和元年度の事業及び決算報告と令和2年度の事業計画案及び予算案について承認されました。

次に、学校給食センター所管では、1点目の学校給食事業の共同化について、3月24日、市長室において、砂川市と上砂川町、奈井江町及び浦臼町による令和2年度以降の事業共同化に向け、協定書の調印式が行われました。

以上を申し上げます、教育行政報告といたします。

◎日程第5 報告第1号 継続費の通次繰越しについて

○議長 水島美喜子君 日程第5、報告第1号 継続費の通次繰越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 報告第1号 継続費の通次繰越しについてご報告を申し上げます。

地方自治法第212条第1項の規定に基づく継続費を繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものであります。

令和元年度砂川市一般会計継続費繰越計算書に基づき、ご説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、事業名、庁舎建設工事でございます。継続費の総額は3億5,739万5,000円であり、令和元年度継続費の予算額は2億9,941万4,000円

であります、そのうち令和元年度支出済額が2億9,438万円であり、残額503万4,000円を翌年度、すなわち令和2年度へ逐次繰越しするものであり、その財源は繰越金503万4,000円であります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第6 議案第10号 財産の取得について

○議長 水島美喜子君 日程第6、議案第10号 財産の取得についてを議題といたします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第10号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、経年劣化による設備更新のため、砂川市学校給食センターの食缶消毒保管庫を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、財産の種類は、学校給食センター食缶消毒保管庫一式であります。

設置場所は、砂川市学校給食センターであります。

契約価格は、4,620万円であります。

契約の相手方は、旭川市6条通11丁目55番地10、株式会社中西製作所旭川営業所所長、渡邊俊弥であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

- ◎日程第7 議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第7、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の9件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 私から議案第3号、第4号についてご説明申し上げます。

ます。

初めに、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと思います。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては5ページ、議案第3号附属説明資料によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。

附則第10条の改正は、読替規定の定めであり、固定資産税の課税標準の特例に係る規定の追加で、改正により新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業等の事業用家屋及び償却資産に対し、令和3年度分の課税標準について令和2年2月から10月までの3月間における売上高が前年同期間と比べ50%以上減少している場合は価格にゼロ、30%以上50%未満減少している場合は2分の1を乗じて得た額となります。また、認定先端設備等導入計画に従って取得した対象資産の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物が追加されるものであります。

附則第10条の2第22項の改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等の固定資産税の課税標準の特例規定の追加で、既に機械工具等で規定している割合同様に価格に乗ずるべき割合をゼロと改正するものであります。

附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税の定めであり、軽自動車税の環境性能割を課さない取得期限を令和2年9月30日を令和3年3月31日に延長するものであります。

附則第20条の8の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続の定めであり、条例に規定されている準用規定の追加で、前年同期比でおおむね20%以上減少した場合において納税することが困難である事業者等が令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予するものであります。

附則第23条の改正は、都市計画税の課税標準の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理で、固定資産税同様、売上高減少による課税標準の特例であります。

附則第39条の改正は、新型コロナウイルス感染症等の影響による国民健康保険税の減免の特例の定めであり、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例規定の追加で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものについて、事業収入等の減少額が10分

の3以上見込まれる世帯等に対して全額から10分の2までの範囲内で減免するものであります。

次に、第2条は、砂川市税条例の一部改正であります。この改正は、第1条の内容をさらに改正するものであります。

附則第10条の改正は読替規定の定め、附則第10条の2第22項の改正は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、それぞれ引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第20条の9の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の定めであり、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する指定行事の中止等による入場料金等の払戻しを放棄した場合の寄附金税額控除の特例規定の追加であります。

附則第20条の10の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の定めであり、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の期間を1年延長する規定の追加であります。

附則第23条の改正は、都市計画税の課税標準の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

次に、3ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人番号を通知する通知カードが廃止されたことから、当該通知カードの再交付に係る手数料を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市手数料条例の一部を改正する条例がありますが、改正の内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表第2（第2条関係）中、36の項を削り、37の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「（平成25年法律第27号）」を加え、同項を36の項とし、38の項を37の項とし、39の項を38の項とするものであります。

次のページになります。附則として、この条例は、公布の日から施行するものでありま

す。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から議案第5号から議案第8号についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第5号 砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、特定教育・保育施設等との連携規定等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。今回の改正に係る特定地域型保育事業につきましては現在本市において当該事業を行う施設はございません。

次のページをお開き願います。砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第5号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携の定めであり、第4項の全文を改め、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。とし、第1号、市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき、第2号、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）と定めるものであり、同条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から起算するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第6号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、保育所等との連携規定等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。現在本市において当該事業を行う施設はございません。

次のページをお開き願います。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議

案第6号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第6条は、保育所等との連携の定めであり、第4項の全文を改め、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができるとし、第1号、市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき、第2号、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）と定めるものであり、同条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加えるものであります。

第37条は、居宅訪問型保育事業の定めであり、第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、職員の要件を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであり、現在市内5か所で実施しております学童保育事業が該当するものであります。

次のページをお開き願います。砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第7号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第10条は、職員の定めであり、第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の2第1項の中核市」を加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者に係る保険料の減免の規定を特例として加えるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。改正の経過について若干ご説明を申し上げます。介護保険条例におきましては、第1号被保険者等が震災、風水害等により住宅、家財、

またはその他の財産について著しい損害を受けた場合などには保険料を減免することができると規定されているところであり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一定程度収入が減少した方々等に対して介護保険の第1号被保険者に係る保険料の減免を行おうとするものであります。今般国から保険料の減免に係る財政支援の基準が示され、減免対象期間中に既に徴収した保険料がある場合について徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由があると認められる場合には例外的に遡って減免することも可能とされたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第8号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

附則第7条の次に次の1条を加えるもので、第8条、新型コロナウイルス感染症等の影響により第10条第1項第5号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものを減免するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 私から議案第9号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、診療における専門性を高める観点から診療科の細分化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第9号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第5条は、経営の基本の定めであり、第2項中、診療科目の次ページになります。麻酔科の次に心療内科を加えるものであります。

附則として、この条例は、令和2年7月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算に

ついてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,769万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ177億6,086万6,000円とするものであります。

第2条は、地方債の変更であります。5ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債から財源対策債まで2,880万円を補正し、補正後の限度額を40億8,930万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸は今年度の臨時事業、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

20ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項13目まちづくり推進費で一つ丸、協働のまちづくりに要する経費の町内会連合会活動備品購入補助金150万円の補正は、町内会連合会が各町内会が行う各行事の円滑かつ積極的な開催を支援するため、町内会活動で利用する発電機、プロジェクター、ワイドスクリーン、ワイヤレスマイク、アンプー式などの備品を購入する経費を補助するものであります。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費で一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費の戸籍システム改修委託料477万4,000円の補正は、マイナンバーカード公的個人認証を国外転出後にも利用可能とするためのシステム改修及び法務省で管理する電算化された戸籍の副本を活用し、マイナンバーと連携した戸籍情報連携システムとしてネットワーク化するためのシステム改修を行うものであります。

次に、22ページ、3款民生費、2項1目児童福祉総務費で一つ丸、児童の養育に要する経費の児童手当システム改修委託料35万1,000円の補正及び一つ丸、母子父子福祉に要する経費の児童扶養手当システム改修委託料21万7,000円の補正は、社会保障・税番号制度情報連携に係るデータ標準レイアウトが変更されたことに伴い、児童手当及び児童扶養手当それぞれのシステム及びID連携サーバーを改修するものであります。

同じく4目子育て支援費で二重丸、地方創生臨時交付金事業に要する経費の補正は、学童保育所環境整備事業であり、備品購入費34万6,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の予防対策として換気が重要とされているが、北海道では冬期間天候によっては窓の開放による換気が困難なこと及びウイルスの蔓延を防止するためには一定の湿度を保つことが必要であることから、全学童保育所に加湿空気清浄機を購入するものであります。

同じく5目保育所費で二重丸、地方創生臨時交付金事業に要する経費1,214万7,000円の補正は、保育所環境整備事業であり、工事請負費1,170万6,000円の補正のうち、屋外遊具設置工事は、新型コロナウイルス感染症の予防対策として密を避け

ることが重要とされているが、市内3保育所には各1台しか屋外遊具が設置されておらず、外遊びでは多くの児童が遊具を好み、集中している状況にあることから、児童を分散して遊ばせるため、屋外遊具を追加で設置するものであり、さらに空知太保育所調理室空調設備設置工事は、現在のエアコンが小型で古く、調理室を十分冷やす能力がないことから、空気清浄機能を備えたエアコンを設置し、調理室の環境改善を図るものであります。また、備品購入費44万1,000円の補正は、ひまわり保育園と空知太保育所では保育士による食事介助が必要な乳児、1歳児クラスにおいて密集を避けるための十分なテーブル数が確保されていないことから、テーブル等の備品の購入を行うものであります。

同じく3項1目生活保護総務費で一つ丸、生活保護事務に要する経費の被保護者健康管理支援事業委託料303万6,000円の補正は、生活保護法における被保険者健康管理支援事業が令和3年1月から必須事業となり、令和2年12月までには試行事業の実施を含む計画的な準備が求められているが、本事業はPDCAサイクルを用いて進められること及び計画や評価においては個人や世帯ごとの統計を行い、レセプトの調査、分析情報を用いて健康課題を把握した上で事業方針を策定することが求められていることから、データ収集及び分析について委託するものであります。

次に、24ページ、4款衛生費、1項1目保健衛生費で一つ丸、保健衛生対策に要する経費の感染症対策用品購入費60万円の補正は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、保健衛生対策に係る寄附金を活用し、感染症対策用品として不織布マスク、消毒液、ニトリルグローブ、ハンドソープを購入し、医療機関、介護事務所、障害福祉サービス事業所に配付するものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業に要する経費の補正は、感染症対策慰労金支給事業であり、感染症対策慰労金670万円の補正は新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中、感染症対策に必要な体制の構築に努めながら、平時より厳しい最前線で事業を継続している医科、歯科、調剤薬局などの医療機関及び特別養護老人ホーム、有料老人ホームなどの施設のほか、訪問介護、通所介護などの介護事業所に加え、施設及び就労移行支援などの障害福祉サービス事業者に対し慰労金を支給するものであり、支給する金額は入院、入所施設においては病床数、入所定員に応じ、1事業者当たり10万円から50万円、入院、入所施設を持たない医療機関及び介護並びに障害福祉サービス事業所には1事業所当たり、提供する医療や介護サービスなどの区分に応じ、5万円から10万円を支給するものであります。

次に、26ページ、6款農林費、1項2目農業振興費で二重丸、地方創生臨時交付金事業に要する経費489万6,000円の補正は、農業振興対策事業であり、備品購入費222万6,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえた鳥獣被害対策実施隊員の出動減少に対応するため、人家付近に出没するヒグマ等の防止策として野性動物を寄せつけない特殊な音波を発生させる機器を購入するもの及び北吉野コミュニティセンター農産加工室に消毒用アルコールの代替となる電解水の生成装置を購入するもの

であります。また、農産物等市内販売支援補助金267万円の補正は、外食産業の低迷に連動し、農畜産物の市場価格の低迷が想定されることから、農業者の所得を確保するため、価格が維持できる直販に近い販売形態であるそらいちマーケットにおける販売に必要な販売手数料と増設ブース代の経費を補助するものであります。

次に、28ページ、7款商工費、1項1目商工振興費で二重丸、地方創生臨時交付金事業に要する経費798万9,000円の補正は、中小企業振興対策事業であり、売上げ回復広告宣伝支援補助金300万円の補正は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者が売上げ回復を図るために実施する広告宣伝に要する経費の一部を補助するものであり、飲食業限定プレミアム商品券発行事業補助金232万5,000円の補正は、休業、営業自粛により特に影響を受けた飲食業に限定した商工会議所、社交飲食協会、北観協、市の共催によるプレミアム率30%の飲食業限定のプレミアム商品券発行事業に補助することで売上げの早期回復を支援するものであり、プレミアム商品券発行事業補助金200万円の補正は、例年実施しているプレミアム率20%のプレミアム商品券発行事業に対し、プレミアム率10%の上乗せ分を追加で補助し、プレミアム率30%の商品券発行事業を実施し、売上げの回復を支援するものであり、商店会連合会商品券発行事業補助金66万4,000円の補正は、砂川商店会連合会が実施する夏のトリプルチャンスセール、ウインターチャンスセールに係る参加店の抽せん券購入費を補助することで加盟店の参加を促し、市内商店の売上げの早期回復を支援するものであります。

同じく3目観光費で二重丸、地方創生臨時交付金事業に要する経費の補正は、観光振興対策事業であり、スイートロード事業補助金74万8,000円の補正は、スイートロード協議会が主催するすながわスイートスタンプラリー事業における参加店舗で利用可能な割引クーポン券の発行に係る費用を補助することにより、市内での消費喚起を図り、売上げの早期回復を支援するものであります。

次に、30ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、道路橋梁の維持に要する経費の修繕料1,200万円の補正は、市道東2号通りの雨水排水管に老朽化による排水機能の異常が発生し、周辺地先において不等沈下を起こしたことから、排水路を修繕するものであります。同じく二重丸、道路橋梁の修繕工事費3,596万2,000円の補正は、当初予算で計上していた北電橋修繕工事については支承と伸縮装置の改修工事を行う予定でありましたが、国庫補助要望において事業費の追加が認められたことから、高欄の改修や床板のひび割れ補修工事を実施するものであります。

同じく4項1目都市計画総務費で一つ丸、都市計画事務に要する経費の大規模盛土造成地調査委託料369万6,000円の補正は、造成地における崖崩れや土砂の流出の危険性が高い大規模盛土造成地について国による第1次調査の結果、市内に4か所の該当地があることが判明したことから、宅地造成等規制法に基づき、地質調査等を実施するための第2次調査計画を策定するものであります。

次に、32ページ、10款教育費、2項1目小学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の消耗品70万2,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の予防対策として必要な物資の整備を行うもので、非接触型体温計、次亜塩素酸水溶液を購入するものであります。同じく二重丸、GIGAスクール整備に要する経費2,726万1,000円の補正のうち、校内通信ネットワーク改修委託料2,715万7,000円の補正は、文部科学省が新学習指導要領において情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力と位置づけ、昨年12月にGIGAスクール構想を打ち出し、ICTを活用した教育環境を整備するとされたところであり、小学校ではプログラミング教育が必修化され、今後の学習活動において積極的に活用することから、各小学校において校内のどの場所においても安定的にインターネット通信が可能となるように既存設備を改修するものであります。その他の経費10万4,000円の補正は、事務費として消耗品であります。

同じく3項1目中学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の消耗品費29万1,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の予防対策として必要な物資の整備を行うもので、非接触型体温計、次亜塩素酸水溶液を購入するものであります。同じく二重丸、GIGAスクール整備に要する経費2,212万9,000円の補正のうち、校内通信ネットワーク改修委託料2,207万6,000円の補正は、小学校と同様にICTを活用した教育環境を整備するとされたところであり、中学校においても内容の充実を図るなど、今後の学習活動においても積極的に活用することから、各中学校において校内のどの場所においても安定的にインターネット通信が可能となるように既存設備を改修するものであります。その他の経費5万3,000円の補正は、事務費として消耗品費であります。

同じく4項3目図書館費で二重丸、地方創生臨時交付金事業に要する経費119万1,000円の補正は、図書館環境整備事業であり、備品購入費114万4,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の予防対策のほか、図書館利用者が安心して図書を借りることができるよう、紫外線によるウイルス、菌の除去、たばこ等の消臭を行うことができる図書消臭機を購入するものであり、その他の経費4万7,000円の補正は紫外線ランプなどの消耗品であります。

次に、34ページ、12款諸支出金、2項5目後期高齢者医療会計繰出金で一つ丸、後期高齢者医療会計繰出金115万5,000円の補正は、後期高齢者医療広域連合からの受託事業において保健師が事業の企画調整や健康課題の分析等を行う経費の一般会計の負担分であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で9,139万5,000円の補正は、宅地耐震化推進事業に係る社会資本整備総合交付金事業費補助金、橋梁長寿命化修繕事業費補助金、校内通信ネットワーク整備事業に係る公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費補助金、保健衛生用品等整備事業に係る学校保健特別対策事業費補助金、情報連携体制整備事業及び母子家庭

等対策総合支援事業に係る児童福祉費補助金、生活保護適正実施推進事業費補助金、社会保障・税番号システム整備に係る社会保障・税番号活用推進費補助金、地方創生臨時交付金事業費補助金であります。

次に、18款寄附金で50万円の補正は、社会福祉事業資金寄附金であります。

次に、19款繰入金で2,549万6,000円の補正は、財源調整のため、財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、21款諸収入で150万円の補正は、コミュニティ助成事業費であります。

次に、22款市債で2,880万円の補正は、橋梁長寿命化修繕事業に係る過疎対策事業債、校内通信ネットワーク整備事業に係る教育債、校内通信ネットワーク整備事業分に係る財源対策債であります。

以上が歳入であります。

なお、36ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 議案第2号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,147万3,000円とするものであります。

それでは、主なものにつきまして歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で二重丸、保健・介護一体的実施推進事業費600万5,000円の補正は、本年4月に高齢者の医療の確保に関する法律が施行され、高齢者保健事業、国民健康保険保健事業及び介護保険制度の地域支援事業を一体的に実施し、高齢期における適切な医療の確保を図るため、国保から後期高齢者医療制度へ移行した際に継続した健康診査や保健指導等の実施に関する措置を講ずるとともに、地域の健康課題等を分析し、関係団体との情報共有及び医療専門職が通いの場等で健康教育、相談を行い、一体的に取り組むことで高齢者の健康寿命の延伸と社会保障費の安定化を図ることを目的として実施するものであります。本年度におきましては、7月から北海道後期高齢者医療広域連合から事業を受託して実施するため、事業全体の企画調整等を行う医療専門職の person 費及び地域での個別支援や通いの場等への関与を行うための経費であります。

以上が歳出であります。歳入につきましては5ページ、総括でご説明させていただきます。2款繰入金115万5,000円の増は、保健・介護一体的実施推進事業費に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの事業受託収入において交付上限額を超える部分につ

いて一般会計より繰り入れるものであります。

4 款諸収入 4 8 5 万円の増は、保健・介護一体的実施推進事業費に係る北海道後期高齢者医療広域連合からの事業受託収入であります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

各議案に対する総括質疑は休憩後に行います。

10 分間休憩いたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第 3 号から第 9 号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) 私は、議案第 3 号、市税条例の一部改正についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響は社会経済に大きな影響を与えていて、砂川市内も自粛解除となったものの、まだ暮らしや経済は厳しい状況が続いている中で、今回の市税条例の改正は地方税法の一部改正に伴ってということなのですけれども、先ほどの提案説明では分かりづらいというような思いもありまして、もう少し詳しくお伺いをしたいと思っています。

まずは、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の関係の減免についてのことなのですけれども、先ほどの提案説明で若干説明をしていただいたのですが、もう少し詳しく、対象者についてどういう場合に対象になるのかという点と、減免を受ける場合の適用の範囲についてお伺いをしたいと思います。それから、手続の方法なのですけれども、こちらのほうも全然説明がなかったので、ぜひこの辺もお伺いをしたいと思っています。

それから、もう一点は、国民健康保険税の減免についてなののですけれども、こちらのほうも同じで、減免の対象になる世帯と条件、それから手続の方法もお伺いをしたいと思います。

以上、1 回目の質問をいたします。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 (登壇) 市税条例の改正について大きく 2 点の質疑をいただきました。順次ご答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、固定資産税についてのご質問で、もう少し対象者等について詳しくご説明いたします。対象者につきましては、資本金または出資金が 1 億円以下等の法人や従業員数が 1, 0 0 0 人以下の個人事業主である中小企業者等で売上高などの事業収入が前年同期間

と比べ30%以上減少している事業用の家屋及び償却資産を所有している者であります。

続きまして、適用の範囲、条件等についてですが、適用の範囲につきましては令和2年2月から10月までの任意の連続した3か月間の期間の事業収入が前年同期間と比べ30%以上50%未満減少しているものは令和3年度の課税標準を2分の1に、50%以上減少しているものはゼロとするものであります。

続きまして、手続の方法についてですが、対象者は金融機関や税理士などの認定経営革新等支援機関に中小企業者等であることの確認、事業収入の減少の確認、対象資産が事業用資産であることを確認した証明書の発行を受け、令和3年1月末までに減額申請書類等を市に提出していただくものであります。

続きまして、国民健康保険税の関係についてであります。初めに、減免の対象となる世帯と条件であります。令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものについて、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病、収入減少が見込まれる、もしくは失業や廃業した世帯が減免の対象になるものであります。死亡または重篤な傷病の世帯、失業や廃業した世帯は、保険税を全額減免するものであり、事業収入や給与収入など収入減少が見込まれる世帯につきましては前年に比べて10分の3以上減少する見込みがあること、前年の所得の合計が1,000万円以下であること、事業収入等以外の前年所得の金額が400万円以下であることを満たす世帯で、算定した減免対象保険料に対し、減免割合を前年所得金額に応じ、300万円以下の場合は全額、400万円以下は10分の8、550万円以下は10分の6、750万円以下は10分の4、1,000万円以下は10分の2とするものであります。

次に、手続の方法であります。収入が見込まれる世帯の場合の減免手続につきましては、年度、期別税額及び減免を受けようとする事由を記載した申請書に世帯の主たる生計維持者の令和元年中の収入額や所得額、令和2年中の収入見込額が分かるものとして確定申告書の控えの写しや給与や年金の源泉徴収票、帳簿や給与明細等の見込額算出の基礎となるものを添付して市へ提出していただくものであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今説明を受けてもなかなか難しいと思うのですけれども、今までの持続化給付金等というのは大体一月の収入の減少みたいな形で申請をしていたのですけれども、この場合は令和2年、今年2月から10月までの任意の3か月間が必要だという話ですよ。この場合は、2月から10月までばらばらでも、とにかく3か月あればいいのかわるか、この辺のところ、総括質疑で細かい質疑になって申し訳ないのですけれども、質疑をさせていただきます。

それから、砂川市にとってみると固定資産税は市独自の税収でありまして、例えば償却資産でいえば令和2年度の予算だと2億以上ありますし、家屋だと4億8,000万ほどあったりという大きな税収の基であるわけですけれども、今大体この適用される範囲の中

でどれほどの中小事業者さんたちがいらっしゃるのか想像がつかないので、どのくらい減収されるのかというのは分からないと思うのですが、取りあえず国の法律が変わっての措置なものですから、こちらの税収がぐっと下がっていく可能性があるわけですよ。当然国としてはしっかりと減った分に対する支援措置みたいなものは現在あるのかどうかです。そこがないと来年度の予算を立てるのに大変なことになると心配するので、その辺もお伺いをしたいと思います。

それから、固定資産税は大体土地、家屋、償却資産、この3つで成り立っていると思うのですが、今の提案説明でいくと家屋と、償却資産は出てくるのですが、土地という名前が出てこなかったのですが、これは国に向かってなのではあるのですが、分かる範囲で、何で土地は駄目なものなのか、ここもお伺いをすると、それからこれは基本的に個人の事業者、中小事業者等という話があったのですが、個人の事業者でも大丈夫なのかどうか。それと、中小企業の場合でも個人の場合でも、例えば自宅の家屋というのがありますよね。ここは適用になるのかならないのかです。あくまでも事業に供している部分の家屋だったりするものなのかどうか、その辺もお伺いをしていきたいと思うのですが、もう一点は、国保とも重なってしまっているのですが、今後広報をしっかりとしないか、なかなかうまく理解をしてもらうのが難しいのかと今思っています、市独自でどんな形で今後広報していくのかという点もお伺いをしたいと思います。

国民健康保険税のほうも、広報の点とか財源措置の関係は同じようにお伺いをしたいと思います。国保税は砂川市でも結構高いですから、もちろん所得によって変わっていくのですが、ここが減免になっていくのはとても助かるなというのが率直なところなのですが、ただこの対象者の中でももう少し具体的に調べていくと事業収入等とあるのです。あくまでも個人で事業を行っている人のみなのものなのか、それとも単純に収入が減っていった場面でもこの適用になっていけるのかどうかということです。当然質疑する前に若干は調べているのですが、一番分かりやすいのは国としては減免の対象となる世帯ということになると、新型コロナウイルスに感染して、そこで死亡されたり重篤な傷病を負った世帯というところが一番この適用になる世帯と書かれているのですが、今のところこの部分に関しては砂川ではないように思うのですが、一応そのところは確認をさせていただきながら質疑を終わりたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 何点かご質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、固定資産税について収入等は、三月というのは任意の三月というところではあるのだというご質問でございますが、これについては連続する3か月という定義でございます。飛び飛びではなくて、連続する3か月の本年と前年の部分の比較というところが該

当でございます。

次に、国の支援の関係につきましてのご質問でございますが、まず今現在影響額というところのご質問もございましたが、実際今現在これにつきましては令和2年2月から10月までの事業収入の減少があった場合に3年度の課税に影響するところでございますので、試算の部分はなかなか難しいところでございますが、今回に関しましては国の地方税法の改正ということでございますので、新たに創設される、今現在まだ仮称でございますが、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金というのが全額国のほうから措置される所でございますので、市の財政には影響しない所でございます。

続きまして、土地の部分は対象ではないのかという関係でございますが、今回の部分については事業用の家屋及び償却資産が対象で、土地については対象としない所でありまますので、市に関しては今回は地方税法の改正の部分のみの改正あるいは減額ということで考えております。

次に、個人でも大丈夫かというところでございますが、これについては中小企業等ということで、法人以外でも従業員数が1,000人以下の従業員を抱えている個人事業主は対象となる所でございます。

次に、自宅等の部分の固定資産税は対象になるのかというところでございますが、今回は基本的には事業用の家屋及び償却資産というところでございますので、自宅と兼用の場合については案分により算出するような所でございます。

次に、広報関係というところでございますが、今回の改正では内容の難しいところがございますので、固定資産税の減額の関係につきましては手続の詳細については中小企業庁のホームページに掲載されるというところもございますので、市のほうでも遅滞なくホームページや、例年12月頃に償却資産の申告案内のチラシを配っておりますので、そこにも内容を同封しようということを考えております。

続きまして、国民健康保険税の関係でございますが、これについての収入の関係ですが、これについては新型コロナウイルス感染症の対策により事業自体の収入の減少、あるいは事業の休業要請等に伴って給与等の収入が減少した人等も対象になるというところがございます。それにつきましては、今年度の見込みがある程度前年度より落ちる状況によりまして、その割合により減額となるような所でございます。

続きまして、国民健康保険税の広報と財源というところでございますが、国民健康保険の周知の関係におきましても、この条例可決後に市のホームページで減免内容をお知らせするほか、4月1日号の広報すながわへの掲載、あるいは7月にこれから国民健康保険税の納税通知書の発付の際に減免内容を書いたチラシを同封するようなことも考えております。

続きまして、国民健康保険税の財政支援の関係につきましては、4割が特別調整交付金と残りの6割が災害等臨時特例補助金で対応しますので、国保財政には影響しないという

ところでございます。

以上でございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 細かいところは予特でもほかの議員さんたちから聞いていただけるかとも思っているのですけれども、今のお話で、これは読み込んでいっても結構難しいというか、各関係省庁のホームページへ行ってもなかなか理解しづらいというところがあるのです。もう一つは、特に固定資産税の場合は、個人ではなかなかできないというか、そうではなくて、専門家にある程度しっかり書いてもらったものを提出するというようなのですけれども、まずここは間違いないのかなのですけれども、となると個人でも適用になるとはなっていますが、青色申告ぐらいでやっているのならまだしもなののですけれども、白でやっている人たちもいるかなと思うものですから、こんな場合は専門的な税理士さんにしっかりと頼んでいかないと受付そのものがされていかないのかどうかというところなのですけれども、市のほうでも少しは手伝っていただけるものなのかどうか。

それと、そもそもが申込みの期日というか、期限なのですけれども、これはいつ頃までのものなのか。さっき国民健康保険税のほうでは納付書に併せてというお話もあったのですけれども、固定資産税の納付書というのはまだ発行されていないのですか。もう発行されているとすれば、そこに添付されるのが多分一番分かりやすかったのかとは思いますが、そこは無理だということになれば、砂川市のホームページに詳しく書かれていても、見られる方は、相変わらずの話ですけれども、インターネット環境にある人たちは少ないかとも思っておりますので、もう少し何らかの形の広報の仕方。先ほどは償却資産の案内のときには同封するようなお話があったのですけれども、広報等でも活字の部分でもう少しお知らせするような方法は考えていらっしゃるのかどうかをお伺いします。

○議長 水島美喜子君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 まず、固定資産税の関係でございますが、軽減に関しましては中小企業であること、あるいは3か月間連続した任意の月が前年より減少していること等々につきましては金融機関や税理士等のところに、認定経営革新等支援機関、そこに証明をいただくというところではございますので、その辺はそこに持っていくのに、何か分かりやすい書類、こういう書類が要るみたいのは市のほうでは周知を図ってまいりたいとは考えております。

また、この減額するにつきましては令和3年度の税額に関してというところで、実際減額の申請を受け付けるのも来年1月に入ってから1月末までというところでありますので、先ほど言いました償却資産の申告については毎年12月頃に出しておりますので、そこである程度対象者には周知がなされるのではないかと考えております。また、今ご指摘ありましたように、もう少し細かい内容についての周知というのも考えていきたいと思っております。

国民健康保険の関係につきましても、まずパンフレットみたいなものを作りまして、ホームページに張るとか、あるいは7月の納付書の発付にそのパンフレット等も入れながら、目で見て対象者が分かるようなものを周知してまいりたいとは考えております。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、議案第5号、砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正についてと議案第6号、砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について質問させていただきます。

改正の理由につきましては、議案第5号は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、特定教育・保育施設との連携規定等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするもの、そして議案6号に対しましては家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、保育所等との連携規定等を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであるということでの説明がされましたけれども、この中では平成26年ということを書いてありますけれども、国の改正基準についてはいつから施行されたのか。また、該当する事業者について現在市内で実施している施設はないという説明でございましたけれども、なぜ市内で施設はないのにこのたび市の条例を改正するのかについて伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君（登壇） それでは、私から、今議案第5号と第6号を一括してご質問を頂戴しました。国の改正基準の施行日、また該当する事業について現在市内で実施している施設はないにもかかわらず改正する理由ということでございます。

まず、改正されました国の基準の施行日につきましては、議案第5号の内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、また議案第6号の厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、いずれも令和2年4月1日であります。

また、砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、従前から該当する事業所の有無にかかわらず、あらかじめ事業所などが出た場合に備えまして、国の基準の改正に応じ、速やかに対応しているところであります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今説明がありました。20年ぐらい前から、公立から民間へ保育事業が移行されている傾向があります。全国的には、法人だけではなく、営利目的の企業も参入し、昨年度私は全国の保育協会の研修に行きましたが、保育に営利目的はあってはならないと訴えておられました。ここ空知管内では、北竜町がその逆パターンで、民間から町立

へということであります。実際に公立から民間移行の場に私もいたことがあるのですけれども、保護者の意見が取り入れられない等の様々なことがありました。幼稚園からこども園移行もあることでもあります。公立により保育の質と保育の就労環境を整えることこそが保護者の安心になり、子供たちにとっても安心、安全な環境になります。全国的にはこの助成金をほかの事業に回す企業もあり、大変問題になっております。保育の助成は保育にという、子供たちということが考えられます。先ほどのお話の中では、今は該当の施設はないが、備えてという内容のことでの答えがありました。市内で特定地域型保育事業所を始めたいという内容の問合せがあるのかについて伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 家庭的保育事業と申しますのは、施設型の給付の対象となる保育所ですとか、幼稚園ですとか、あと認定こども園を補完するような、そういう位置づけで、家庭的保育事業であったり、保育所よりも少し小規模な小規模型の事業所であったり、あと事業所内で保育事業を行う事業所というところ、そのほか1つありまして、4つの類型でございますが、砂川市内においてこの4つの事業を開設したいというご相談という事業者の方は現在のところございません。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号から第9号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第1号及び第2号の一括総括質疑を行います。

質疑ございませんでしょうか。

辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、議案第1号について総括質疑をさせていただきます。

議案第1号の令和2年度砂川市一般会計予算の小学校、中学校の学校管理費、G I G Aスクール整備に要する経費についてでございますけれども、5点ほどお伺いしたいと思います。

1点目に、小学校、中学校におけるG I G Aスクール整備で校内通信ネットワーク改修委託料について、G I G Aスクールというのはどういうものなのかということを含めて質疑したいと思うのですけれども、また今回取り入れた目的、背景についてお伺いしたいと思います。

2点目には、国は子供たち1人1台のコンピュータ端末の整備を目指しているようですが、どの程度の整備になるのか。

3点目、ハードが整備されても、それが使われなければ意味がなく、教師がI C Tを活用して指導する力も高めていかなければならないと思っております。学校の教師は多忙でもあります。教師を支援する教材の研究や研修など、そういったものは取り組まれるので

しょうか。

4点目、特別支援教育の充実に際してICTは欠かせないものとなっておりますけれども、特別支援教育におけるICT活用についてどのように取り組んでいくのか。

5点目、情報モラル教育の充実や有害情報対策などへの取組についてお伺いします。

以上、1回目の質問です。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君（登壇） GIGAスクール整備に要する経費について5点ほど質問いただきましたので、順次ご答弁申し上げます。

まず、1つ目の校内通信ネットワーク委託料について、GIGAスクールとはどういうものか、取り入れた目的、背景についてであります。GIGAスクールについてはAIなどの技術革新が進む社会において新たな社会を牽引する人材の育成を目的として、令和元年12月に文部科学省よりGIGAスクール構想が打ち出され、児童生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワーク環境を一体的に整備することで特別な支援を必要とする子供も含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するとされました。このことから、これらの目標、背景に対応すべく、高速大容量の通信ネットワークを整備していくため、通信用配線の増強及びアクセスポイントの増設など、校内通信ネットワーク改修の委託料として小学校管理費で2,715万7,000円、中学校管理費で2,207万6,000円を計上したところであります。

次に、2点目の国が目指す子供たちの1人1台の端末機器整備に向け、どの程度の整備になるのかについてであります。今回の校内通信ネットワーク整備事業については、現在各学校のインターネットの通信環境は教員が端末を教室に持ち込んで授業を行う、または五、六人グループで1台の接続を想定して整備されたものであるため、1人1台の端末の使用に対応できるよう増強するものであります。具体的には、1ギガ対応の配線を10ギガ対応に改修または増設し、さらにアクセスポイントを全て有線に切り替えるとともに、増設をして校内どの場所でも安定的にネットワークに通信できるよう環境を整備するものであります。なお、今後は、1人1台の端末の導入等、必要な環境整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目であります。教師のICTを活用した指導力を支援する教材の研究及び研修の実施についてであります。1人1台の端末については授業のあらゆる場面で教育効果を高める有効なツールであり、文房具の一つとしてあることが当たり前の道具と認識されていくものとなります。教材については、既に新しい教科書にQRコードが掲載されるなど、教科書自体がインターネットの活用を前提としたつくりが変わりつつあることや文科省で作成している子供の学び応援サイトには学習支援動画やワークシート等が集約されており、簡単に活用できる教材が用意されているところであります。また、児童生徒が

個別にログインして学習を進めるeラーニングシステムは、北海道教育委員会において普及を図ってきており、これからの教師にはこれらの多様なコンテンツを研究し、授業や家庭学習に組み込んで効果的な学習をデザインしていくことが求められております。このことから、教師への研修については、北海道教育委員会や空知研修センター等において開催されているICTを授業に活用する研修や各種のオンライン講座に積極的な参加を促すとともに、教育委員会といたしましても校内研修で参考となるような簡易的で有効性のある教材や先行事例を周知するなど、取組を進めてまいります。

次に、4点目の特別支援教育におけるICTの活用についてどのように取り組んでいくのかであります。ICT機器は映像や音により児童生徒に興味関心を持たせることができるツールであり、多様なコンテンツを活用することで児童生徒の特性に応じながらICTの活用に取り組んでおります。

最後に、5点目の情報モラル教育の充実や有害情報対策についてであります。これまでも家庭におけるスマートフォン等のインターネットに接続する機器の普及に伴い、情報モラル教育を進めてきたところであります。今後においては各教科の授業でインターネットの活用が見込まれておりますので、各授業の中で一層の情報モラル教育の実施を図るとともに、整備予定の端末にはフィルタリングによる閲覧を制限する対策も講じてまいりたいと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今詳しく答弁をいただきましたので、私としては理解したつもりなのですが、今の中でインターネットを利用してまず五、六人のグループでということなので、今後国で言っている1人1台という、ここが一番だと思うのですが、それについては今後何とかやっていきたいということなのですが、いつ頃ということですか、もしその辺をお伺いできればと思っております。

それから、現実にこの後学校でどのように、今グループでということなのですが、スケジュールとしてどの辺からやっていくということになるのか、その辺のところを2点お伺いしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 2点ほどご質問いただきました。

今後1人1台ということで、どのぐらいの期間がかかって導入かというお話ですが、今回につきましては1回目にご答弁を差し上げましたとおり、ネットワーク環境の整備ということでございます。それが主でございますけれども、1人1台につきましては次の補正予算の段階で出せるように今準備を進めているところでございます。

それから、どのあたりからやるのかということでございますけれども、これについては今年度中に導入になれば、今は教科書のほうにもインターネットの情報につながるような部分も載っておりますし、文部科学省のほうでも学びの応援サイト、こういうものもイ

インターネット上にありまして、各教科における情報、例えば動画ですとか画像、それから簡単なテスト問題等におけるワークシート等もインターネットで今は取れるようになっておりますので、タブレットが学校のほうに配備された後は教員がそういう教材の授業に使う材料を事前に研究をして、授業の中で、学びの応援サイトですとか、それから教科書に載っているインターネット情報の部分を見ながら授業に入っていくと、タブレットが導入された段階で活用にはすぐ入っていくという段階で考えております。

○議長 水島美喜子君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今回私としては、こういう事業を取り入れたというのは大変よかったと思っています。3月にもプログラミングの質問をしましたけれども、新しい学習指導要領の中で展開していくということですが、そういう意味ではよかったと思っております。

以上、私の質疑を終わります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員の総括質疑は休憩後に行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

高田浩子議員。

○高田浩子議員 (登壇) それでは、令和2年度砂川市一般会計補正予算について総括質疑をさせていただきます。

コロナ危機にあらゆる方々が大変な思いを抱えて、暮らしに深刻な影響を与えています。とりわけ社会的に弱い立場の方々の状況は極めて深刻です。今私たちには、どのように命と暮らしが大切にされる社会をつくっていくかが問われています。新型コロナウイルス感染症危機が続く中、全世界、全国、全道、そして砂川市で奮闘されている皆さんに心より敬意を表します。このたびの補正予算では、地方創生臨時交付金事業に関しましても様々な分野にわたり予算を組み、申請されましたことを評価したいと思います。今年度は大きなイベントや様々な行事は自粛によりなくなり、予算の組替えにより、今現在困っている市民の方々がすぐに使えるようにすべき、そして病院事業への予算を増やすべきと考えるところであります。

補正予算について、3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、生活保護事務に要する経費について、被保険者健康管理支援事業委託料についてどのような内容で、どのような事業に委託する予定なのか。

そして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生費、地方創生臨時交付金事業に要する経費、感染症対策慰労金支給事業、感染症対策慰労金について対象の施設について先ほど説明がありましたけれども、詳しい施設の件と、あと全体の件数について伺いたいと

思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 (登壇) それでは、私から、今2点ほどご質問を頂戴しましたので、順次ご答弁申し上げます。

まず、被保護者健康管理支援事業委託料に係る委託内容及び委託先の予定でございますが、生活保護受給世帯につきましては全国的に健康上の問題を抱えている世帯が多い傾向にございます。適切な食事や運動など、健康に向けた諸活動が十分には行われていない状況から、日常生活及び社会生活の自立を支援するため、来年1月から全国で被保護者に対する健康管理支援事業を実施することが定められたところでございます。このことから、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進するため、正確かつ適正な統計情報を入手することを目的に生活保護世帯の医療扶助に関するレセプト情報のデータベース化を行い、調査、分析を委託するものでございます。また、事業の委託先としましては、レセプトのデータについて現在使用している生活保護システムに反映させる必要があるため、本市が当該システムを提供している事業者に対して委託する予定でございます。

続きまして、感染症対策の慰労金の支給事業の対象事業所についてというご質問でございます。対象事業所は、民間の事業所でございます。区分ごとにご説明申し上げますと、医療機関では医科、歯科、調剤薬局、整骨院、鍼灸院であり、入所型の高齢者施設では特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、認知症グループホームなど、同じく入所型の障害者施設では知的障害者支援施設、障害者グループホーム、通所型の高齢者事業所では通所介護、訪問介護、訪問看護、通所型の障害者事業所では就労継続支援、放課後デイサービス事業所で現時点で全体として61事業所を予定しているところでございます。また、支給額につきましては、提案説明でも申し上げましたが、入院入所施設ではその定員に応じ、またそれ以外の事業所につきましては医療、介護、福祉の区分に応じて支給しようとするものでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

生活保護システムに反映ということですが、今は不況で今後生活保護世帯が増えるということが予測されております。特別給付金の申請についても、申請をしてもよいのか、収入に加算されないのか不安に思われている方々もいらっしゃいます。このたび委託先として生活保護システムを提供している事業所を予定しているということで、反映させるためにも今までと同じところでただいま説明がありましたけれども、その事業所は、今回は医療に関する情報ということでしたけれども、医療情報の分析についても精通しているのかについて伺いたいのと、感染症対策慰労金についてなのですが、新型コロナウイルス感染症における感染症対策慰労金ということで、感染対策を進めながら心身のケアをされるための職員の増員や緊急事態宣言後も労働し、社会生活の基盤を支える役割

を果たしてきた職員にふさわしい処遇改善が大切だと思われま。この中で、先ほどの施設の内容、施設についてお知らせいただきましたけれども、公立の施設は入っていない、保育所、学童については、学童については特に公立以外もありますが、入っておりません。同じく緊急事態宣言後も感染対策を進め、毎日労働してきたことに違いはありません。公立の病院、保育所、施設、学童等にも同等の処遇を考えるべきと思いますが、見解について伺います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 今ほど2つほどご質問を頂戴しました。

まず、被保護者健康管理支援事業についてでございますが、委託を予定している事業所ということで、1回目のご答弁でもご説明したとおり、現在生活保護システムに関して委託をしている事業所を予定しているところでございまして、この事業所は生活保護システムに関しましては全国的にも6割程度のシェアを占めているところでございます。また、本事業につきましても元年度から取組が始められておりまして、手元の資料では全道35市中、本市も含めまして半数以上の自治体がこの事業を同事業所に委託しているということでございまして、医療情報の分析についても実績がある事業所でございます。

続きまして、慰労金の対象が民間だけと、公立が入っていないというご質問でございました。今回の事業の発想と申しますか、コロナ感染症の拡大に伴いまして、地域医療ですとか、また重症化のリスクが高いとされる高齢者、また障害者の施設で従事されている職員、それを含んだ中で、事業所として感染症対策に取り組んでいただいているということの慰労の意を込めまして支給をさせていただこうというところでございまして、市の独自の事業でございますので、対象は民間の事業所を予定しているところでございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 生活保護受給者の方々が、安心して生活できるように今後も取り組んでいっていただきたいと思います。

2点目の感染症対策慰労金についてですけれども、各方面の対象施設を説明していただきました。その中で、今の答弁の中にも若干あったのですが、施設ということでもありますけれども、個人に支給されることが望ましいと思うのです。そのことについては、支給要件についてはそのような定め等の項目があるのかについてと、感染症対策慰労金の各事業所が受ける金額について先ほど説明がありましたけれども、計算方法について詳しくお知らせいただければと思います。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 中村一久君 慰労金について職員個人にというお話でございました。この事業に係る慰労金を支給する際に、その用途と申しますか、そちらについての制限をする予定はございませんので、組織として事業所として感染症対策に取り組むか、または慰労金が何らかの形で職員個人の手に渡るものかということについては、それぞれの事業所

の判断ということだと考えております。

また、慰労金の額の算出の根拠のご質問でございますが、提案説明でも1回目の答弁でもご説明したとおり、入院、入所系とそれ例外の事業所に区分をさせていただいて、その利用定員、入院者数の数に応じて10万から50万までを支給しようと考えているところでございますし、また通院、通所型の事業所につきましても5万円から10万円までということで、医療機関については医科が10万円、医科といいますか、クリニック、医院さんについては10万円、歯科については8万円、調剤薬局、また整骨院や鍼灸院については5万円、それとまた障害者施設につきましても通所型の施設については5万円ということでございまして、市内に入所型の障害者のグループホームがございます。市内には2法人が事業所、グループホームを運営しておりまして、そのグループホームにつきましても基本的にはご本人が自立で生活をされていると、世話をされている方が泊まり込み、または通いで来ているグループホームもございますが、そちらについては障害の程度が軽いということで、法人ごとに複数ある事業所をまとめて定員の区分に応じて支給をさせていただこうと考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 （登壇） 私も議案第1号、一般会計補正予算についての総括質疑を行います。

私は、商工費の関係です。経済対策のことでまず第1点目はお伺いをいたします。砂川市の新型コロナウイルスに関する経済対策としては第3次目ということになると思っておりますが、今回の地方創生臨時交付金事業での経済対策ということでは、まず今回の補正予算計上、商工費の関係ですけれども、計上に向けての基本的な市としての考え方をまずお伺いをいたします。

それから、提案説明で少し分かったのですけれども、今回は飲食業限定のプレミアム商品券あるいはプレミアム商品券がある程度メインになるかと思うのですけれども、もう少し、例えば発行時期であったりとか発行規模等、細かい内容を教えていただきたいと思っております。

この部分では3点目なのですけれども、国会では第2次補正予算が通過をして、大きな予算規模になっています。地方に来る地方創生臨時交付金も前回の1次補正に比べて2倍の2兆円ということに、これが決定しているのですけれども、今後の砂川市の経済対策についてお考えを伺いたいと思っております。

大きな2点目としては、先ほど辻議員からもあったのですけれども、重複を避けながら教育費のGIGAスクール整備についてお伺いをいたします。私は、GIGAスクール整備について、これを整備することによって砂川市の小中学校の教育がどう変わるのかという点をまずお伺いします。先ほど辻議員のお話の中で、今回は学校のインフラ整備みたいなことだけで、私がGIGAスクールを調べていくと、子供たちにも1台ずつパソコンな

りタブレットなりをとということが書かれていたものですから、そこまでの予算があるのかと思っていたのですけれども、そちらのほうはまた今度補正予算でというお話もあったので、その辺のところを、今後の予定というか、今回の補正予算がどの部分まで整備されるのかを改めてお伺いしたいと思います。

それから、これまでもICT教育というのは進められてきて、学校の授業参観などへ行っても、パソコン教室があり、大きな電子黒板みたいなものがあるというところまでは見られているのですけれども、砂川市自体のこれまでの整備状況、ICTということに関しての整備状況、それからICT教育がどのくらい砂川市では進んでいるのかという点をお伺いしたいと思います。

それから、4点目、最後になるのですけれども、多分に今回GIGAスクールというのが注目されたりしてきているのは、新型コロナウイルスの影響というのが大きいだろうと思うわけです。例えば長期臨時休業があつて、進んでいるところではオンライン授業や何かが行われたりということがあつて、文部科学省のほうも一生懸命、より力が入っているのかと思うのですけれども、砂川市が今回これを導入する。もともとGIGAスクールを意識していたのであれば、3月の当初予算でも全然おかしくなかつただろうと。GIGAスクールというのはたしか5年ぐらいにわたっての国の方向ですから、3月議会でもよかつたのではないかとも思うのですけれども、あえて6月の補正ということやってきたということは新型コロナウイルスの影響というのが何らかあるのかどうか、この辺のことをお伺いして1回目の質疑を終わります。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 私から商工費について順次ご答弁を申し上げます。

1点目の経済対策としての今回の補正予算計上に向けての基本的な考え方についてであります。これまでの新型コロナウイルス感染症による経済対策として、第1弾は経営の安定化策として、第1回市議会臨時会において市制度融資の別枠として利子及び保証料の全額を補給する新型コロナウイルス対策資金を創設させていただきました。第2弾は事業継続に向けた支援策として、第2回市議会臨時会において中小企業事業継続支援給付金事業、中小企業店舗等確保給付金事業、飲食業雇用継続支援給付金事業、休業支援金をその時点の情勢及び国や北海道の支援策を見極めながら、双方の支援策の対象とならない事業者に焦点を当てた施策を実施してきました。今回の第3弾は、国の緊急事態宣言が5月26日に解除されたことを受け、大きな影響を受けた飲食店、小売業を中心とした市内経済の立て直しを図るべく、消費を喚起することを目的として、売上げ回復広告宣伝支援補助金、飲食業限定プレミアム商品券発行事業補助金、プレミアム商品券発行事業補助金、商店会連合会商品券発行事業補助金、スイートロード事業補助金の5つの事業の補正予算を計上したところであります。

2点目の飲食業限定プレミアム商品券、プレミアム商品券の事業内容についてでありま

すが、飲食業限定プレミアム商品券につきましては休業や営業自粛により特に大きな影響を受けた飲食店に限定し、売上げの早期回復を支援することを目的としております。事業内容につきましては、プレミアム率を30%として、1枚500円の商品券1セット13枚、6,500円相当を5,000円で1,000セット発行し、そのうち100セットをとりわけ休業要請などで影響が大きかったスナックなどに限定した商品券とすること、また販売開始を8月、使用期間を8月から10月までとすることとし、そのほか販売方法などの詳細につきましては現在商工会議所、砂川社交飲食業協会、北観協砂川支部と協議をしているところであります。続きまして、プレミアム商品券につきましては、商工会議所が実施しています従来のプレミアム率20%に対し、売上げの早期回復を支援することを目的に10%上乘せすることとしております。プレミアム率30%として、1枚1,000円の商品券1セット13枚、1万3,000円相当を1万円で2,000セット発行するもので、こちらの販売方法などの詳細につきましては現在商工会議所において検討中であります。

3点目の今後の経済対策についてであります。今後の経済対策の考え方につきましては、これまで同様、国及び北海道において講じている経済対策の対象とならない事業者の影響を見定めて重点的に手当てをすることとしつつ、国及び北海道の動向も見極めながら支援策の検討を進めているところであります。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 (登壇) 私から教育費、GIGAスクール整備について4点ほど質疑をお受けいたしましたので、順次ご答弁申し上げます。

1点目のGIGAスクール整備で砂川市の小中学校教育はどう変わるのかについてであります。文部科学省が示すGIGAスクール構想に基づき、必要な環境整備に加え、教員のICT活用指導力の向上等が図られ、今後は児童生徒一人一人がインターネット通信を活用した教育を受けることができるようになります。既に教科書においてQRコードの付記が進んでおり、授業の中で児童生徒一人一人にインターネットを通じた写真や動画のほか、練習問題などの教育資料の活用が展開され、さらに文部科学省においても補助的な教材として様々なコンテンツについて提供しているところであり、より主体的で深い学びにつながっていくものであります。

次に、2点目の今回の補正予算の整備の範囲ということでご答弁申し上げたいと思っておりますけれども、GIGAスクール構想では校内における高速大容量のインターネット通信の環境と児童生徒1人1台の端末の整備が求められており、校内いずれの場所においても安定的にインターネット通信ができるよう、1ギガ対応の配線を10ギガ対応に改修及び増設をし、さらにアクセスポイントも増設するなど、通信環境を強化するための改修を行うものであります。今後は1人1台の端末機器の導入等、必要な環境整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目のこれまでの整備状況とICT教育の進捗状況であります。市内小中学校のインターネット通信の整備状況につきましては、平成27年度から29年度にかけて無線LAN配線及びパソコン教室内の端末の整備を実施してきたところであり、ICTを活用した教育については教員が必要に応じてパソコンやタブレット型端末を使用してテレビモニターに画像や情報を映しながら指導してきているほか、児童生徒がタブレット型端末でグループ学習を行うなど、学力向上につながる教育活動を展開してきているところがあります。

最後に、臨時休業に伴うオンライン授業への対応を見越した整備についてということでご答弁申し上げますが、文部科学省が示すGIGAスクール構想では当初校内のインターネット通信の環境整備とされておりましたが、学校の臨時休業に伴い、オンライン授業への対応も追加されたところでもあります。また、1人1台の端末の整備について、当初令和5年まで段階的に導入することとされておりましたが、オンライン授業の推進に向け、今年度に全ての端末を前倒しして整備することとされました。このことから、オンライン授業に対応した環境整備についても今後学校との協議を進めながら導入に向けて検討を進めることとしております。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 商工の経済対策の関係なのですが、この前プレス空知で周辺の自治体の経済対策一覧を私は見たのですけれども、砂川市もそこそこに施策が打たれているというのは一覧になってくるとよく分かります。ただ、直近で調べた限りでは、砂川市の第2弾で出た事業継続の支援給付金というのがありますよね、第2弾ではそこが目玉だったと思うのですけれども、大体予想の件数が95件あるだろうという中で今現在のところ26件、執行額のほうも予算が2,850万で今のところ780万という結果だという調査を教えてもらったのですけれども、執行率で言うと27%ぐらいなのです。実は私はもっとあるだろうと思っていたのですけれども、期間がまだ長いから、ただ一番きつかった時期がこの数字だということはどういうことを表しているのかと実は私は思っていて、砂川市の場合は国が50%以上ですから、そこまでいかない部分に対して30万という事業だったわけなのですが、27%ということは、もっと皆さんが困ってしまっていて、つまり国のほうの50%以上に皆さんがいくほど大変だったということなのだろうと私は思うのですけれども、結果的に言うと今回特に困っているところというのは、これは市長も十分分かっていらっしゃる。

だからこそ今回のプレミアム商品券というのも飲食業というところの限定をまず8月にやろうということだったと思うのですけれども、今後のも含めて、もちろんプレミアムの2種類もやっていただいたほうが絶対いいとは思っているのですけれども、それぞれのプレミアム商品券なのですけれども、これまでも私もプレミアム商品券発行のときはよく見に行ったりしていますと、何となく買う層の人たちが決まってしまうと私は感じる

のです。しかも、これは30%お得といいながらも原資は必要なわけですから、これを買うためにはある程度ゆとりを持った人でないと買えない。それから、以前でしたらゆうでやっていたから、かなり並んで、時間的にも余裕がある、どちらかという高齢者っぽい方々が並ぶという状況があったりして、飲食業に関するプレミアムというのは今までやったことがないと思うので、これがどういう結果になっていくかというのは私も全然予想がつかないのですけれども、どちらかというプレミアム商品券というのはどうしても若干お金にゆとりがあって一気に買えて、それがお得になるというパターンはどうしてもそうになってしまうだろうと思うのです。特にプレミアム商品券も時期の明示がなかったのですけれども、今相談している途中だと。今までのパターンでいってしまうと、どうしても大型店が入りますので、大型店にどうやら70%ぐらいというのは以前から言われている話ですよ。もう一つは、時期が時期になると灯油とか燃料とか、地元の中でもそちらのほうに流れていってしまう。全体にバランスよく各事業所に回るかという、そうではなく、何となく固定化されてしまうというのが何年か続けてきた結果もあると思うのです。

今新型コロナの大きな影響によって砂川市の経済、事業者全体が苦しい段階にあるだろうというときに、果たしてプレミアム商品券だけで大丈夫かと私は思っています、当然今後どうするのだろうというお話を聞いたときはこれから国や道の動きを見ながらというお話だったので、まさに今このときにもう少ししっかりとした施策というか、もう少しお金を回せるような動きが欲しいと私は思うのです。そういう意味で話をさせていただくのですけれども、実は子育て世帯の人たちには意外と今のところあまりないのです。確かにそのうち独り親の関係も児童手当というのも今までありましたけれども、そうではなくもっと砂川市内で消費をしてもらうという動き方というのがほとんどなくて、私はもう少しここに注目を当ててもいいのではないかと思います。子育て世帯の人たちは、意外と新型コロナについての大きな影響を受けているというのが最近よく聞く話で、小中学校や幼稚園が休みで、今幼稚園は給食があるかどうかは分からないのですけれども、小中学校は給食がなくて、給食のありがたみをすごく感じたのだと言われるのです。みんな子供たちが家において、3食、子供たちの食事の準備をして、これは意外とお金がかかっているようなのです。

今後新型コロナの影響というのが物すごく大きく出てきていると思うのは、今までの日常の在り方では商売もなかなか難しくなっていく可能性があるだろうと思うのです。例えば飲食店の方々にお伺いすると、大中小同じように、宴会がないから大変なのだということよく聞く話です。ただ、宴会というのが特に今までの何十人単位、何百人単位という宴会が今後行われるかという、長い時間がかからないとそこまで戻ってはいけないのではないかと思います。そう考えたときに、ではそれまで飲食店の人たちに待ってもらっていいのかと考えると、そうではないと思うのです。私は、できればそこら辺を、子育て世帯の家族連れの方々みんな家の中でマスクを外して生活しているわけですから、

この単位が飲食店に家族単位で行ってもらえると、その先のもう少し大きな宴会につないでいけるのではないかと思うのです。それが今のこの時期ではないかと思っていて、そういう意味ではぜひ、子育て世帯に向かっての商品券でも私はいいと思っっているのですけれども、子育て世帯というのが面倒くさいのだったら、子供たちに例えば5,000円でも6,000円でもいいから食事券なり、飲食店だけに限らないのなら、例えば商品券をプレゼントする。そうしたら、当然子供たちだけでは行けませんから、家族連れで行くとなると私はなると思っているのです、ぜひそんな施策も打ってほしいと思うのです。

ただ、もう一つなのですけれども、新型コロナの影響でかなり消費者の意識も高まってしまっていて、昨日あたり子どもの国に行っても、みんなマスクをしているし、なるべく密になるのを避けようとしている傾向が見られます。自分もお店に行くと混んでいたりすると、何となくまた後にしようかななんて思ったりするほどにみんなの生活意識というのが相当変化をしてきているのだらうと思うのです。ところが、市内の飲食店あるいは事業所、お店なんかに行くと、まだ砂川はそこら辺の意識が薄いかなというお店が、言いづらいいのですけれども、多いかと正直思っっていて、ここは市で何とかそういうことに向けての動きを取らないと、砂川市だってお菓子屋さんなんかはいろいろなまちから買物に来る人たちも多いわけですから、その方々に砂川のお店だったら安心して買物できるという意識を持ってもらう、そして店舗も持ってもらうという動き方をしなければ、乗り遅れていってしまうだらうと思うのです。そんな意味からすれば、各事業者、これは全部の事業者でもいいと思うのですけれども、新型コロナに向けての新しい日常に適応できるような設備というか、そういう対応に対する補助というか、給付というのをぜひ考えてほしいと思うのです。そうやりながら、薬だとかワクチンがしっかりできるまではこういう状況というのはどうしても続いていくと思うので、ただ砂川市内の経済活動を少しずつでも活性化させるためには、徐々に砂川市のお金も使いながら、お店の人たちにもしっかりと対応してもらいながら進んでいかなければならない時代だらうと思うものですから、ぜひ今後の経済対策としてもそのぐらいのことも考えていってほしいと思います。この辺のことをぜひ市長にお伺いしていきたいと思っっています。

それから、2点目のGIGAスクールの関係なのですけれども、資料や何かを見ていくと、まさにこういう時代なのだらうとは思っっています。ところが、砂川が一気にそうなっていけるのかという、今までも、先ほども言いましたけれども、授業参観なんかに行っても、これが将来の砂川の教育をかいま見たという姿はあまり見られなくて、正直言っって。せめて大きなテレビみたいな電子黒板で絵や何かを映しているというのは僕は見ます。だけれども、子供たちがパソコンを使いこなしているとか、そんな感じというのは見られていないのですよ、今までも。では、これを1人1台ずつ子供たちに与えたとして、そして学校そのものが高速でインターネットができる環境になったからといって、砂川市の教育がさすがだというぐらいに変わっていけるのかという非常に残念ながら疑問に感じるの

です。だけれども、時代はそうなのだろうと思うし、そうになっていかなければならないと思うのですけれども、今まで欠けてきているというのは、そこに向かっての専門家と言ったら失礼かな、それに詳しい人たちをもっと活用しながら、せつかく今後大きな金額で整備していくものをもっと子供たちが普通に使えるような、そういう砂川市の子供たちになってもらいたいと思えば、先生方に幾ら任せて丸投げしていったって、先生方だって得意な人もいれば全然苦手な人もいると思うので、そこら辺のところは市内でも得意な人もいるでしょうから、そういう方々に大いに協力をしてもらいながら、なるべく早くこれだけの整備したものが実績につながっていくという形を私は取って行ってほしいと思うわけです。

昔からよく言われていましたけれども、私も一応大学に行っているのですが、語学というのは長い間接してきましたけれども、実は英語はしゃべれないわけです。それと同じようなことがここで起こってしまったら、まずいと思います。せつかくなら、そうやっていい設備が整ってやっているとすれば、どなたかおっしゃった文房具の一つ、これは次長が言ったのかな、文房具の一つみみたいな形で電子機器が使えるということになっていったら砂川の子供たちも本当にいいなと思いますので、その辺のところはぜひお聞かせをいただきたいと思います。

新型コロナの関係で少しお伺いをしたのですけれども、まさに国がここから一気に1人1台と言いだしたのは、コロナによっての長期の臨時休業でオンライン授業をするとかしないとかということだったと私は思うわけですが、ただこの点について質疑も準備してきたのですけれども、多比良議員が一般質問されるので、ここは多比良議員の一般質問にお任せして、今後いかにオンライン授業、すぐにオンライン授業は無理かもしれないけれども、少なくとも各家庭と学校とがつかないでいけるような整備の形はしていかなければならないのだろうと思いますので、お答えは要りません。多比良議員の一般質問でお答えしていただければと思います。

私の質疑は以上です。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 幾つか議員としての思いを交ぜながらいろいろな話をお聞かせいただきました。私どもの経済対策、今回補正予算で上げていますけれども、出発点となりましたのは商工会議所と市で行いましたアンケート調査が基になっておりまして、この調査結果から、商工会議所から4月3日に要望がございました。その大きな要望の中で、資金繰り支援が1つと、もう一つは消費喚起ということで要望を受けております。これを基に、ではどういう消費喚起ができるのかということで今回上げさせていただいております。もちろんどんな人がプレミアム商品券を手にするのかということにつきましては、これまでいろいろな会議所などと話をしながら取り組んでおりますが、我々といしましてはまずは事業者をしっかりと支えながら市内の経済を回していきたいということから、

プレミアム商品券で消費喚起を行いたいという考えにございます。

また、各個店での対応ということでございますが、これにつきましては既に議員からご指摘があったように、国では新しい生活様式の実践ということで広く周知がされておりますし、これを受けて北海道では新北海道スタイルの実践ということで、一般市民の方については先日広報で市民の皆様にとということでされておりますし、事業者につきましてはそれぞれの業界団体のほうからマニュアルが出されておるという状況もあります。そういったことで、相当な周知はされているのだらうと思います。ただ、実際にはまだ十分な対応が取られていないところもあるのかということも感じているところでございますが、今回砂川市でやっております休業要請に応じたところに対して市としても休業支援をしている部分があるのですけれども、そこについては北海道の休業協力金を申請するに当たっては、店としてこういうことをしますという宣誓書だったと思うのですけれども、そういうものを添付することになっています。そういうことに取り組んだところに対して砂川市も支援するという流れになっておりまして、そういったところにつきましては今申請をいただいているのですけれども、そういった中でもお店の取組ということも相当浸透してきているかと感じておりますし、あと社交飲食協会さんも独自の取組として、自分の店ではこういうことをするのだということを会員の皆さんたちと話をしているという、それも実際に実践されているということですので、そういった意味ではどんどん浸透していくのだらうと思っています。とはいえ、まだまだ取り組めないところも出てくるのかと思いますけれども、自然とお客さんのほうがそういった取組をきちんとしているところを選ぶようになってくるのだと思うのです。そうなってくれば、お店のほうも自分の店ではどういう取組をしないとお客さんが離れていってしまうのかということで、改めて新北海道スタイルに気がついて、そういった取組をされるのだらうと思います。

ご質問の中にありましたように、感染対策をしている店に対するいろいろな支援ということもというお話がありました。今北海道のほうでそういった取組をする事業者について4分の1を補助するという制度もありまして、そういった取組をどんどんしなさいということで北海道も周知をされているという状況があります。もちろん市としても、ほかにも国も融資とか給付金とか補助とか、様々な支援のメニューがどんどん出てきているというところもありますので、国や北海道のそういったものと、あとは先ほどありましたように2兆円の交付金が砂川にどのくらい来るのかということも踏まえながら、砂川市としての経済対策について今後十分検討したいと考えております。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 2回目の質問でいただいたのは、環境整備が整って1人1台とこれから進んでいく教育現場で、当たり前のように先生が使える。不得手の先生も、もちろんどんな先生も効果的に使っていけると、それは環境の創出が当然必要だと思います。北海道立教育研究所の講座というのは、各教科においてかなりの種類がございます。それ

と、空知教育センターでも研修を実施していると。そういった中で、砂川市においても砂川教育研究会というのがあります。これは、各教科の中で先生方がどれかに入って教科の授業の進め方を研究するという場がございまして、先ほど申し上げた北海道の教育研究所や空知の教育センター、こちらのほうの研修もそうですけれども、そこで受講した先生が砂川教育研究会の中で研究協議の中で情報交換ですとか、これからどういう授業をしていかなければならないのかということについては、ICT教育の推進ということが近年言われておりますので、これについては今精力的にそれをテーマ、必ず意識した中で今後ICTの教材を授業の中で使っていくという、そういう思いで、使っていく手法としてはどういもの方がいいのか、どういものを活用するのかということも含めて砂川教育研究会では今全ての教科において取り組んでいるという最中でございますので、教科書の中に先ほど申し上げたとおりインターネットの情報を取るQRコードとかが出てきます。それから、文科省でも学びの支援ソフトですか、そういうのもありますので、そういうことも含めて全教員で、それについてはICTの必要性というのは今年度当然認識しておりますので、砂川の教育研究会の中で効果的な授業を行えるよう今進めているという状況でございますので、それが進んでいけば効果的なICTの先ほど言いました文房具の一つとして当たり前のようにある、そういうICTの授業が展開されると考えているところでございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 経済対策の部分なのですけれども、何とも経済部長の冷たい言い方、それは何がという、これが砂川の行政の在り方かと今感じたのですけれども、つまり新しい日常に向かってやっているところはお客さんが来て、それを見てというお話だったでしょう。これは、線を並べてあげないと駄目なのです。そこは、行政がやれるところだと思うのです。つまり今後商売していく上で、こういうやり方をしてください、このガイドラインというか、方向性を出してあげられるはずなのです。道だってやっていますよね。そこに対してなかなか保守的で、何で駄目。僕もあまりマスクは好きではないけれども、これからそうしていかなければ多分お客さんがしっかりと戻ってきてくれないのだろうと思うので、特に若い人たちはその意識が強いと思うし、いち早く砂川として各商店がそう取り組んでいるということを外に向かってアピールすることによって市外からもお客さんが戻ってきてくれる。もっと言えば、市内のお客さんたちも安心して買物ができるという状況が作り出せると思うのです。ここは、行政が積極的に補助金を出してもいいから、同じような体制をなるべく早く取っていく、それに向かって協力を要請していくとすべきだと私は思います。ぜひそういうお金の使い方をしていただきたいと思いますが、市長、私のこの話は乗ってもらえますよね。ぜひ一度、総括質疑ですから、市長のご答弁をお願いしたいと思います。

それで、教育委員会のほうなのですけれども、今先生方は日常忙しいのだと思うし、先ほども言ったように得意な人も得意ではない人もいると思うのですけれども、それは仕方

ないことです。そこで、GIGAスクール構想の中には指導体制という項があって、そこにはICT支援員を確保するのも予算が出るはずなのです。民間の方々の得意な人たちを一人でも二人でもいいから、日常的にいてもらって、その方々が各学校を回りながら、先生の補助というか、先生と協力しながらやっていけるメニューもあるはずですから、ぜひそういう民間の方々の活用ということもこれを機会に大いにさせていただきたいと思うのですけれども、最後にその部分だけ質疑をしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 私から、小黒議員が申し上げております知事が進めている新生活スタイル、経済部長の答弁は特段何もおかしなくて、あえてそこまで言う必要はないのではないかと聞いていましたけれども、道のほうで新型コロナ、一般的には最低2年はこういうことを繰り返すだろうと、要するに経済活動を進めるとコロナ患者が出ると、出るけれども、それを抑え込み、また経済活動が少し引っ込むけれども、それを繰り返しながら徐々に収めていくというのが日本のやり方のございます。それでいくと最低2年間は今みたいな状態を繰り返していくと。その中でどうやって生きていくのだというところの観点から、鈴木知事は新生活スタイルということで各店店のコロナ対策に対する助成制度をつくって、それは4分の3は道が見てくれると、残り4分の1はどうするかは、本来はそのお店の負担でしょうけれども、そこに臨時交付金を使えるのかどうか、まだ判然としません。市で単費でそれを支えるのか、そのぐらいいないとなかなか商店街が乗ってこないのかという感じもします。ただ、そうすることによって安心できるお店なのだということでお客が戻ってくるようにすることを恐らく道は狙っているので、それを進めていくということでは決して砂川市は後ろ向きでなくて、人が来るようなことも含めてそういうことをやってもらうことによってお客を呼び戻すと、それが砂川市の経済の回復に寄与してくると、それをいかに早くするかによって地方が生き残っていくのどのぐらいい、遅ければ遅いほど地方経済は下がっていくと。だから、その早さの勝負だと思っております。ですから、小黒議員の言うとおりに、それはもっと積極的にアピールしながらやっていくというのは非常に重要なことであり、私自身も今回この話はする気はなかったのですけれども、今お聞きですので、それは積極的に進めていきたいということをおきます。

○議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 ICT支援員、この活用ということでございますけれども、GIGAスクール構想を進めていくためにはそういうことも必要な場合があると思っておりますので、それについては検討していきたいと考えております。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の一括総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております9議案は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会いたします。

◎散会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時02分